

岩手県告示第709号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年9月17日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉組
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字松ヶ平16番地
 - ウ 代表者の氏名 千葉裕昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第4107号
- (3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月16日付けで土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年9月22日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ベストハウジング
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市緑が丘四丁目15番11号
 - ウ 代表者の氏名 齋藤伸夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9619号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年9月14日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ホームスト
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田二丁目20番7号
 - ウ 代表者の氏名 田上利明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20529号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月13日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。